

「きれいな空気でおもてなし～受動喫煙防止対策推進キャンペーン～」実施要領

1 趣 旨

「健康増進法」が施行されて以降、県及び市町村が管理する施設については、受動喫煙防止対策を講じている割合が増加している。しかし、飲食店、展示場・ショールーム等の民間施設における対策は、あまり進んでいない状況である。

そこで、県内の多くの飲食店、展示場・ショールーム等の民間施設から標記キャンペーンに賛同していただくことにより、県内各施設における受動喫煙防止対策が推進され、健康で快適な生活環境の拡大が実現されることを目的とする。

2 実施方法

(1) キャンペーンステッカーの交付

下記の1)、2)のいずれかの受動喫煙防止対策に取り組んでいる民間施設において、標記キャンペーンステッカーを交付する。

1) [全面禁煙] : 終日敷地内あるいは建物内を全面禁煙にしている施設（テナント等の場合については、使用区分内で全面禁煙にしていること）

- 敷地内あるいは建物内（テナント等の場合については使用区分内）が全面禁煙であることを、利用者に分かりやすいように表示していること。
- 全面禁煙とする区域内に灰皿を設置していないこと。
- テナント等の場合は、全面禁煙としている使用区分内にたばこの煙やにおい等が、もれないように対策を講じていること。

2) [完全分煙] : 終日たばこの煙やにおい等が、もれない喫煙所を設置している施設

- 喫煙所を設置していることを利用者に分かりやすいように表示していること。
- 喫煙所のたばこの煙やにおいがもれないように、喫煙所と非喫煙所を仕切るための設備（壁、パーティション、ロールスクリーン等）を設置し、かつ、たばこの煙やにおい等を屋外へ排出させる換気扇等の排気装置が設置されていること。さらに、非喫煙所から喫煙所へ空気が流れる対策を講じていること。
- 喫煙所以外に灰皿を設置していないこと。

※ 空気清浄機のみ設置した喫煙所は、ガス状成分の除去が不十分であるため、完全分煙されているとは認められない。

(2) 施設の公表

キャンペーンに賛同した民間施設については、県民への周知を図るため、特に申し出のないかぎり施設の名称、施設区分、連絡先及び取組区分（全面禁煙、完全分煙）を山形県ホームページ等で適宜公表する。また、保健薬務課健康やまがた推進室が行うイベント、広報で施設名等の情報提供を行うものとする。

(3) キャンペーンステッカー交付枚数

申込みのあった民間施設へは、キャンペーンステッカー2枚を交付する。但し、3枚以上希望する場合は、別紙1「キャンペーン申込書」にその旨を記入する。

3 対象施設

山形県内の飲食店、事業所、ショッピングセンター、展示場・ショールーム、映画館・遊技場・入浴施設等の娯楽・レクリエーション施設、体育・文化施設、病院・診療所・薬局等の医療機関、駅・バスターミナル・空港等の公共交通機関等の多数の者が利用する民間施設

4 実施期間

通年

5 応募方法

標記キャンペーンに参加を希望する民間施設を管理する者は、別紙1「キャンペーン申込書」、返信先の住所を記入した封筒（定型長型3号）及び80円切手（ステッカー3枚以上の場合は、その分の送料の切手）を同封の上、下記の窓口までに申し込みをする。

なお、保健所による現地確認を行う際、返信用の封筒及び80円切手が不要になる場合があるので、申し込み方法について下記窓口まで電話にて確認する。

【窓口一覧】

- 山形県健康福祉部保健薬務課健康やまがた推進室（山形市松波2-8-1）
TEL 023-630-2313・2919 FAX 023-632-8176
Mail ykenkosuishin@pref.yamagata.jp
- 村山保健所地域保健予防課健康増進担当（山形市十日町1-6-6）
TEL 023-627-1183 FAX 023-622-0191
- 最上保健所地域保健予防課感染症予防・健康増進担当（新庄市金沢字大道上2034）
TEL 0233-29-1268 FAX 0233-22-1311
- 置賜保健所地域保健予防課健康増進担当（米沢市金池3-1-26）
TEL 0238-22-3004 FAX 0238-22-3850
- 庄内保健所保健企画課健康企画・調整担当（三川町大字横山字袖東19-1）
TEL 0235-66-4932 FAX 0235-66-4935

6 申込内容の確認

申込書に基づき、全面禁煙、完全分煙対策の取組状況を確認する。なお、必要に応じて電話による確認または現地調査等を行うものとする。

7 申込内容の変更

申込内容に変更があった場合は、施設を管理する者はその旨を、申込を行った窓口あてに、別紙2「申し込み内容変更届」を提出する。また、2の（1）の取組内容を満たさなくなった場合についても、施設を管理する者は申込を行った窓口あて別紙2を提出するとともに、キャンペーンステッカーを返却するものとする。

その際、届出を受けた各保健所は、変更届の写しを保健薬務課健康やまがた推進室あてに送付する。

8 デザインの使用について

キャンペーンに賛同する民間施設を管理する者は、別紙3「デザイン使用申請書」を窓口に出し、県の確認を得た後、キャンペーンステッカーデザインを使用することができるものとする。但し、使用する際はデザインの構図や配色を変更しないものとする。